

『CISとは何かーロシア、ウクライナ、ベラルーシを中心とした国際法専門家の見方』北海道大学スラブ研究センター、1998年

岩下, 明裕
山口県立大学国際文化学部助教授

<https://doi.org/10.15017/16368>

出版情報：政治研究. 46, pp.129-146, 1999-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

『CISとは何か—ロシア・ウクライナ・ベラルーシを中心した国際法専門家の見方—』北海道大学スラブ研究センター、一九九八年（A. Ивасита сост., Взгляд на СНГ : Специалисты по международному праву из России, Украины, Белоруссии и других стран о проблемах Содружества, Саппоро, 1998）。

岩 下 明 裕

はじめに—資料の構成

- 1 CISの現状と展望
- 2 CIS諸国の相互関係における若干の法的諸問題
- 3 回答者のプロフィール

はじめに—資料の構成

評者が右記ロシア語資料を編んだ最大の理由は、ロシアを

中心とする旧ソ連の国際法学界でもっとも難しいテーマの一つがCISであったこと、そして雑誌論文などでは十分に現れてこない彼らの考え方を可能なかぎり拾い上げたかったこととの二点であった。上記の資料集は評者が一九九七年九月一七—一九日にモスクワで開催された第四〇回ロシア国際法協会年次大会の場で、あるいはその後、キエフ、ミンスクで集めたCISに関するアンケート調査をもとに質問項目ごとに編集し直したものである。四〇人に及ぶCISの専門家に対するこの種の試みは内外を通じて初めてであり、文部省科重点研究「スラブ・ユーラシアの変動」（平成七—九年度）及び国際学術研究「東中欧国際関係の変動」（平成八—九年度）の一環として、世界のロシア外交・国際法の専門家たちの基本資料とすべくロシア語のまま北海道大学スラブ研究センター報告書として一九九八年三月に出版された。

しかしながら、ロシア語で原資料として出版するという試みは日本のなかでの調査成果の還元という意味では配慮に欠けていた。それは本資料がCISという国際機構論の対象となりうるべき素材をもとにCIS諸国の国際法学者たちの意見を収集したものにもかかわらず、ロシア語を使って仕事を

することのあまりない日本の国際法学者たちには何ら材料を提示しえないからである。実際、日本の国際法学界において、ロシアの国際法やC I Sをめぐる研究は「空白地帯」となりつつある。特にC I Sの作業原語や資料集がロシア語であるため、国際法学や国際機構論での重要な素材であるにもかかわらず、この分野の研究は完全に立ち後れている⁽¹⁾。評者はこの「空白」を多少なりとも埋め、論議のための素材を提供するべく、上記資料集の翻訳・紹介を日本語で試みることにした。これが本稿の最初のそして最大の目的である。

とはいえ、すでに出版した資料集を編者みずから改めて紹介する理由は他にも存する。第一に一九九八年の資料集の刊行以後に寄せられた五件のアンケートに対する回答を追録することがそれである。モスクワ国際関係大学国際法主任教授のコロソフ氏からはアンケート調査の進め方などについて、事前に有益な示唆を得ていたが、「技術的な理由」によりコロソフ氏自身を取りまとめた回答を資料集には収録することができなかつた。従つて、本稿は先の資料集を補う意味も有している。

第二の理由は、資料集刊行以後にC I S研究者の専門家が

ら寄せられたコメントや批判を取り入れた点に求められる。資料集においてはロシア語表記のミスや手書きから活字に入力する際に生じたと思われる誤りも指摘された。また、資料集では原資料に忠実に収録したため、学術的にあまり意味を有しない回答も数多く含まれていた。本稿では詳細に言及することは手控えたが、定性的に重要だと思われる意見を中心に国際法学者たちの回答を翻訳し、項目の再構成を行った。従つて、以前の資料集のなかでは十分に抽出し得なかつた諸回答の新たな意味を本稿の紹介を通じて、読者は「発見」できよう。

さて紹介する資料集の原本は以下のような構成をとつてい

序 文

一 調査概要

第1章 C I Sの現状と展望

1 現状と展望

(1) C I Sとは何か

(2) C I Sの将来

2 鍵となる国家・国際機構など

(1) C I S のモデル

(2) C I S に影響を与える国・機構など

3 ロシア・ウクライナ・ベラルーシ間の関係がC I S へ与えた影響

(1) ロシア・ベラルーシ関係

(2) ロシア・ウクライナ関係

第2章 C I S 諸国の相互関係における若干の法的问题

1 二重国籍

2 C I S 国境

3 平和維持

4 その他の問題

付録 回答者のプロフィール

アンケート項目

ミンスクの学生の意見

本稿では、五〇頁に及ぶ資料集第1章の1・2、第2章の1・3・4のなかで回答者の主張が明瞭なものを中心に構成した。第1章の3及び第2章の2を割愛した理由は、前者に

関しては法学的というよりは政治的な論議であること、後者

に関しては回答者の「国境」をめぐる理解の多様性から論議の方向が整理できないことにある。とくに後者に関しては編者自身の質問の意図が回答者に十分に伝わらなかったことがその原因であった。また、読者の便を考えプロフィールも必要な部分を収録した。なお、アンケートの内容及び手法、Y E S・N O 形式で回答を集めたアンケートの定量分析は拙稿「国際法学者がみたC I S—ロシア・ベラルーシ・ウクライナを中心に—」『東中欧地域国際関係の変動』文部省科研国際学術研究報告書、一九九八年、及び「C I S の機構的展開」『C I S の現状と将来の動向』日本国際問題研究所、一九九八年を参照されたい。

1 C I S の現状と展望

(1) C I S とは何か

「連邦、国家連合、国際機構、その他」の四つにわけて回答をもらった。回答の内訳は以下の通り。

・連邦 なし

・ 国家連合 ラザレフ フィセンコ

・ 国際機構 アキメンコ ベルグホリツァス プロフカ

ヴェリヤミノフ ガラニ ダニレヴィチ デムレンコ ドウ

リスカヤ イヴァネンコ イヴァノフ ケポフ クリフチコ

ヴァ クアシニナ レオノヴィチ ルカシウク メレシコ

モイセーエフ ネリブ ベツン ルドクヴァス トウズムハ

メードフ ファジロフ フョードロヴァ シンカレツカヤ

シヤタス ユレヴィチ ヤクシク

・ その他 プリシチエンコ デルガチョフ ズイバイロ

コーロソフ クレムニョフ ミロシニコヴァ セミョーノフ

トラガニユク シチエルバコヴァ

(国際機構)

アキメンコ…C I Sは政府間国際機構であり、将来は国家連合になりうる。

ベルグホリツァス…国家連合への指向を有した地域的国際機構。

プロフカ…政府間国際機構。

ヴェリヤミノフ…弱くもろい構造の国際機構であり、法制化

が不十分で政治的利益を反映している。

ガラニ…同権でパートナー的な関係の樹立が不可欠である。

デムレンコ…国際機構であるが、共通の法が機能していない。

モイセーエフ…地域的国際機構の全ての指標が存在している。

シンカレツカヤ…C I S構成国によって主権が維持されてお

り、構成国間で作用している法は国際法である。またC I S

の全ての管理機関は代表機関である。従って、C I Sは国際

機構である。

(その他)

デルガチョフ…C I Sは国家間協力の過渡的かつ独自の形態である。なぜなら、国際法の作用が限られ、関係は同等でなく状況に左右されやすく、参加国の長期的な利益に応じた形態でもなく、統合という選択肢の効率もよくないからである。

コーロソフ…様々な諸条約に基づいた同盟。

クレムニョフ…国際機構と国家連合の要素を併せ持つが、国

際機構の要素がやや多い。

ミロシニコヴァ…C I Sは国家連合と特殊な国家間同盟が組

合わされた国際機構であるが、まだ国際的水準にまで成長していない。なぜなら、C I S 諸国はまだ自らの国家性と法的基础が形成されたにすぎないからである。これは将来、国家連合と国際機構の中間的な特性をもった同盟となるであろう。

(2) C I S の将来

「現状維持、統合、解体、その他」の4つにわけて回答をもらった。回答の内訳は以下の通り。

・現状維持 ブロフカ ヴェリヤミノフ ダニレヴィチ デムレンコ ペツン フィセンコ シチエルバコヴァ
・統合 アキメンコ ベルグホリツァス ドウリスカヤ イヴァネンコ コーロソフ クリフチコヴァ ラザレフ レオノヴィチ ルカシュウク メレシコ モイセーエフ トラグニユク ファジロフ シンカレツカヤ シャタス ユレヴィチ
・解体 ケボフ ガラニ デルガチョフ ズイバイロイ ヴァノフ ネリブ セミョーノフ

・その他 プリシチェンコ クレムニョフ クプシピナ
ロシニコヴァ ルドクバス トウズムハメードフ フョード
ロヴァ ヤクシク

(現状維持)

ヴェリヤミノフ…近い将来は現状維持であるが、将来は統合。但し、全ての加盟国がそうなるわけではない。

デムレンコ…ここ五年は現状維持、次の一五年で統合か解体のどちらかになるが、これは二〇〇〇年までの期間の動向に左右されよう。

フィセンコ…現状維持ではあるが、漸進的に統合の方向へ向かう。

シチエルバコヴァ…これは政治的な問題でしかない。

(統合)

ラザレフ…次第に経済統合へ進む。

ルカシュウク…明らかに統合。

シンカレツカヤ…政治的には独立のまま経済・科学・技術の統合が進む。

(解体)

デルガチヨフ…近い将来は不均等な解体が起こるが、中期的にはヨーロッパの経験を考慮した協力形態に進むか、取って代わられる。

セミヨーノフ…先行きは統合だが、近い将来は解体である。

(その他)

ブリシチェンコ…国家連合に近づく。

クレムニヨフ…ここ数年は地域協力が活発となろう。将来的に条約が履行された場合には国際機構としての地位をもちうる。

ミロシニコヴァ…国家連合となる。ただC I Sは二、三の国家集団にわかれると思う。

ヤクシク…C I Sのいくつかの加盟国では統合が進むが、その他の諸国の関係では解体が進む。

「解体」を選んだ七人中四名がウクライナ人であったことが興味ふかい。ロシア人は二人いたが、ともに一九七三年生ま

れモスクワ国際関係大学の大学院生であった。中堅以上のロシア人国際法学者で「解体」を選んだものが皆無であることを思えば、この二人の回答は象徴的である。ロシアの若い世代のなかには「C I S離れ」が進行しつつあるのかもしれない。ただ、「解体」という回答のなかには短期的にそうみなしつつも、長期的には「再統合」とみなすものが含まれることも付言しておこう。また「現状維持」を選んだ人々も将来の統合に含みを残しているものが少なくない。

(3) C I Sのモデル

「C I Sのモデル」として近いものを「E U、N A T O、O S C E、ソ連、コメコン、ワルシャワ条約機構、米州機構、アフリカ統一機構、その他」から回答してもらった。「ソ連」「ワルシャワ条約機構」と答えたものは皆無であった。

・ E U アキメンコ デルガチヨフ ドウリスカヤ イヴァ
ネンコ コーロソフ レオノヴィチ ルカシユウク メレシ
コ ネリプ モイセーエフ ルドクヴァス セミヨーノフ
ファジロフ シンカレツカヤ シチエルバコヴァ ユレヴィ

チ ヤクシク

・ NATO シチエルバコヴァ

・ OSCE ブリシチエンコ デムレンコ ダニレヴィチ

・ コメコン ベルグホリツアス ズイバイロ イヴァノフ

ケボフ クリフチコヴァ クアシニナ ペツン フョードロ

ヴァ シンカレツカヤ

・ 米州機構 ガラニ

・ アフリカ統一機構 トラグニユク

・ その他 ヴェリヤミノフ クレムニヨフ ミロシニコヴァ

フィセンコ ヤクシク

(コメント)

ヴェリヤミノフ…国家連合。

クレムニヨフ…独自の性格。

ミロシニコヴァ…スラブ諸国の共同体。

フィセンコ…モデルは存在しない。

シャタス…マースリヒト以前のEU。

シンカレツカヤ…今はコメコンであるが、遠い将来はEU。

ヤクシク…ある加盟国にとってはEUであるが、他の加盟国

にとってはブリテイシュ・コモンウェルス。

予想通り、過半数近くが「EU」を選択した。興味深いのは「コメコン」が九名もいたことであろう。そのうち、四名は今追加したモスクワ国際関係大学からの回答であった(但し、コーロソフ自身は「EU」を選択している)。ソ連による東欧の支配道具のひとつとしての「コメコン」という西側の評価でみた場合、意外とも思えるかもしれないが、彼らにとつての「セフ(コメコン)」のイメージが「社会主義」という枠組さえはずされれば、国家主権を一定程度認められた緩やかな国際経済機構というものであったことを思えば、この回答はある意味で納得しうるものである。「民主派」のシンカレツカヤが「いまだセフ、将来はEC」と、一九七〇年代のズイバイロ(ペラルーシ)が「セフ以上のものではない」と指摘しているのはその点を物語っていると思われる。「その他」を選んだ人はCISの「ユニークさ」を念頭に置いているようである。

(4) 影響を与える国・機構など

いくつかの国・国際機構をあげ、複数の回答を選んでもらった。事前に提示した国のうち「バルト三国」を選んだものは皆無であったが、「中央アジア諸国」の項目でわざわざ「カザフスタン」に言及した人が三名いた。また、「日本」以下の回答は「その他」の項目の中での回答である。

- ・ 国連 ケポフ ユレヴィチ
- ・ NATO クレムニョフ トラグニユク
- ・ アメリカ ベルグホリツアス ヴェリヤミノフ ガラニ
- ・ デムレンコ イヴァノフ ケポフ メレシコ ファジロフ
- ・ フョードロヴァ フィセンコ シチエルバコヴァ
- ・ ドイツ ガラニ デムレンコ イヴァノフ クプシニナ
- ・ シチエルバコヴァ
- ・ ウクライナ アキメンコ プリシチェンコ ヴェリヤミノフ
- ・ ケポフ コーロソフ ルカシユウク メレシコ ミロシニコヴァ モイセーエフ ネリプ ペツン ルドクヴァス
- ・ セミョーノフ トラグニユク フョードロヴァ フィセンコ
- ・ シンカレツカヤ シヤタス ヤクシク
- ・ ベラルーシ アキメンコ プリシチェンコ ズイバイロ

ケポフ コーロソフ クリフチコヴァ レオノヴィチ ルカシユウク ミロシニコヴァ モイセーエフ ユレヴィチ ヤクシク

・ 中央アジア諸国 プリシチェンコ ズイバイロ レオノヴィチ ネリプ ペツン シンカレツカヤ (特にカザフスタン ベルグホリツアス クレムニョフ シヤタス、特にアルメニア クリフチコヴァ)

・ 中国 デムレンコ

・ 日本 デムレンコ

・ 欧州議会 ルドクバス

・ 中東欧諸国 デルガチョフ

・ 独自の道 イヴァネンコ

回答の傾向をまとめれば、CISは外国の影響を受けるよりも内在的論理で動く(加盟国自体の動向で将来を左右される)とみなされているようである。外国のなかで最も数が多かったのは予想通り、「アメリカ」であるが、「ウクライナ」、「ベラルーシ」、「中央アジア」と比べると多いとはいえない。

ヨーロッパの動向(例えばNATO拡大)が直接にCISの

動向に影響を与えるとする見方は修正すべきかもしれない。

C I SはもつとC I Sに内在する要因で動きうる（と当事者たちは少なくともみなしている）。ただ、ウクライナに関しては明らかにヨーロッパ重視の声があり、「中東欧諸国」、「欧州議会」に言及されている点に注視しよう。

2 C I S 諸国の相互関係における若干の法的諸問題

(1) 二重国籍(двойное гражданство)

C I S 諸国での導入について「支持、不支持、その他」の三つに回答してもらった。なお、二重国籍導入の争点は、主にC I S 諸国全体に散住するロシア系住民の権利保護をめぐって、ロシアとそれ以外の諸国の対立として現れている。⁽²⁾

・支持 アキメンコ ベルグホリツァス ヴェリヤミノフ
デムレンコ イヴァネンコ クレムニョフ レオノヴィチ
メレシコ ミロシニコヴァ モイセーエフ ファジロフ
フォードロフ シャタス ユレヴィイチ

・不支持 ブロフカ ガラニ ダニレヴィチ デルガチョフ

ズイバイロ イヴァノフ ケポフ コーロソフ クリフチコ
ヴァ クプシニナ ネリプ ルドクヴァス セミョーノフ
トラグニユク フィセンコ シンカレツカヤ シチュエルバコ
ヴァ

・その他 プリシチェンコ ドウリスカヤ ルカシユウク
ペツン トウズムハメードフ ヤクシク

(支持)

アキメンコ…この問題は将来のことであるが、支持する。もつともありうる相手国は（ロシアにとつて）ベラルーシである。
ヴェリヤミノフ…C I Sの人口的民族構成を考慮して支持する。狭量な民族的利益によって導入が拒否されているが、これは人権侵害である。

デムレンコ…これは民主主義の展望であるが、導入は指導者の独裁によって拒否されている。

ミロシニコヴァ…まだ諸国において人権の仕組みが形成されていない以上、すくなくとも最初の数年は二重国籍が不可欠である。自国民の「人気とり」をしなければならぬ何人か

の指導者たちの政治的野心によって導入が阻まれている。
モイセーエフ・トルクメニスタンとロシアの例のように導入
を支持する。導入が進まないのは国内の安定に二重国籍の行
使が与える影響が懸念されているからである。

(不支持)

プロフカ・国民国家の発展にとって危険である。問題は他の
方法で克服しうる。

ルドクバス・絶対反対。国際法はこの問題に余すところなく
判断をくだしている。

フィセンコ・二重国籍は国家体制を解体させる。

シンカレツカヤ・許容するが好ましくない。主権国家にとつ
て具合のよいものではない。

シチエルバコヴァ・国民の利益とならない。スパイに対する
懸念もある。

(その他)

ブリシチェンコ・支持はしないが、どちらともいえない。「同
胞の地位(статус соотечественника)」の問題として考えたい。

ドウリスカヤ・EUとのアナロジで考えるなら、「CIS
籍」という考え方もある。

ラザレフ・国際法は二重国籍を好ましくないと考えている
が、ロシア人を守るためには要求しうる。

ルカシユウク・場合による。条約によって例外としては可能
であろう。だが起こりうる干渉と法的不明瞭さへの懸念に
よって導入が拒まれている。

ペツン・この問題は二カ国間関係として解決されねばならな
い。

トウズムハメードフ・個々の場合に協定で可能。

ヤクシク・賛成する加盟国もあれば、反対する加盟国もある。

「支持」と「不支持」が真二つにわたったが、支持する側にロ
シア人、不支持の側にウクライナ人が目立った。ロシア側の
多数が支持し、ウクライナの大多数が支持しない、ベラルー
シは意見がわれていると整理してよからう。ウクライナ、ベ
ラルーシの「不支持」は、二重国籍を国家に危険なものと同
置づけており、そこには強硬な反対姿勢がみてとれる。シン
カレツカヤ、ルカシユク、ラザレフら著名なロシアの国際法

学者たちが「その他」を選び、あまり賛成ではないが、個々の条約に基づいて（場合によっては）導入しようという消極的許容の立場を示している点が興味深い。なお、今回追加したコロソワらモスクワ国際関係大学の五人は一致して二重国籍に反対と記している。また、二重国籍導入へC I S 諸国の多数が消極的な理由としてリーダーの権威主義や野心があげられている。

(2) 平和維持 (миротворчество)

C I S 平和維持活動における問題点、平和維持の定義、国連とC I S の平和維持活動における異同等を記述しても良かった。フィセンコを除いて大なり小なり、C I S の平和維持活動の問題点を指摘している。⁽³⁾

(平和維持活動の問題点)

アキメンコ…C I S 集団安全保障メカニズムの不効率。
デムレンコ…公平性および当事者合意が欠如している点。
デルガチョフ…ロシアに活動が独占され、全ての国が参加しているわけではないこと。

ペツン…平和維持の法的地位及びその活動の遂行メカニズムに問題がある。

(平和維持活動の定義)

ベルグホリツァス…危機的状況が生じうる地域における平和維持 (поддержание мира) のための国際法的性格づけをもった諸方策。

プロフカ…国連憲章三三条「当事者による平和的解決の義務」に依拠したもの。

ヴェリヤミノフ…平和維持は個々の国や集団の保護を受けてはならない。

デムレンコ…国連におけるように攻撃的な動向を「柔らかに (мягко)」規制する方法。

ルカシウウク…当事者の合意により力行使しないための統制。

ミロシニコヴァ…相互の了解による問題全体の解決。

モイセエーフ…軍事紛争の抑止とその解決に関する諸策の総体。

ルドクバス…戦争及び軍事紛争あるいはそれらが生じる可能

性の根絶

フィセンコ…当事者の和解と平和的生活の復興。その基礎は当事者の合意と平和維持参加国とのしかるべき協定。

(C I Sと国連における平和維持活動の異同)

違いが多いとする人が多数を占めるなか、大方同じ(ラザレフ)、「法的違いはない」(ルカシユウク・フィセンコ)とする意見もあった。具体的に明示された違いとしては、「軍事紛争の調整に関して」(モイセーエフ)、「一、C I S平和維持活動が国内紛争のものである点、二、紛争当時国が合同軍に参加する点」(トウズムハメードフ)などの指摘がなされた。

(C I Sにおける国連平和維持の法的基礎)

C I Sの平和維持活動に国連の平和維持活動を行う法的基礎はない、もしくは形成途上とする見解が多数を占めた。「基礎はある」(ルカシユウク)、「国連憲章他で基礎あり」(ルドクバス、トウズムハメードフ、シンカレツカヤ)とするものは少数意見であるが、C I S問題で影響力をもつロシアの国際法学者の声が並んだ。

(3) その他の問題

(チエチエン独立 (САМОСТОЯТЕЛЬНОСТЬ) を民族自決の観点から認めるべきか)

ベルグホリツァス…認めるべきであり、チエチエン紛争はC I Sの状況に否定的な影響を与えている。

ヴェリヤミノフ…独立は妥当であるが、チエチエンで迫害されているロシア住民の利益(特に領土的利益)を考慮する必要がある。

デムレンコ…ロシア連邦の範囲で認めるべきである。紛争はC I Sにとって鍵となる問題である。

ラザレフ…民族自決権が、特に民族が飛び地に住んでいるような複雑な国家を崩壊させてはならない。

ルカシユウク…チエチエンは独立して存在することはできない。

ミロシニコヴァ…独立すべきである。この紛争はロシアと政治家たちを孤立と不信に追いやっている。

モイセーエフ…時が経てば、おそらく認められるだろう。紛争はC I Sに否定的な影響を及ぼしている。

ルドクヴァス…もし、それが人民の意志ならば絶対みとめら

れるべきである。紛争はC I S全領域での政治状況に否定的な影響をもたらしている。

フィセンコ…独立すべきである。だが、紛争はC I Sには決定的な影響を与えない。

シンカレツカヤ…独立すべきではない。なぜなら、チエチエン指導部は自分たちの国家をしかるべきものとするつもりはなく、文明から切り離されることを望んでいるに過ぎないからである。通常の協力関係から手をひこうとしており、困難である。

(C I Sにとって最も緊要な法的問題)

ベルグホリツアス…条約的基礎の完成。

デムレンコ…法的ニヒリズム。

モイセーエフ…調印された文書の実現のための機関と制度の創設。

フィセンコ…制度的発達。義務を課せられた決定の導入。

シンカレツカヤ…国内行政的手法の対立が最も深刻な問題であり、諸国間に民主主義的關係を作ることが不可欠である。

(C I Sに関する展望)

アキメンコ…将来のC I Sは、おそらくE Uを手本として統合と連合の道を歩む。

ブリシチェンコ…C I Sは国家間関係における国際機構と国家連合の間にある新しい「制度 (Denim)」である。国際機構及び国家連合に関する旧来の理解の見直しが要求される。

デムレンコ…よくも悪くも二〇〇〇年までに展望の行方は、平和維持活動の結果、経済的成功、ロシア連邦の国家体制の三点の動静によって決まろう。

デルガチョフ…C I Sは効率的な作業を保証しえない重たい構造を有している。C I Sは安定し、形式が定まったものではなく、漸進的に変形し、機構の概念的基礎は加盟国によってそれぞれさまざまに理解されるものとなる。締結された協定の多くはそれを実現するメカニズムの弱さと個々の国家の異なる利益によって悪い結果しか生み出さない。C I Sにおける状況は、経済改革と(何よりも中央アジア諸国、カザフスタン、アゼルバイジャンにとっての) 統合への選択という局面において加盟国間の違いを際立たせるであろう。

ドゥリスカヤ・C I Sで採択された文書の批准手続を整備することが不可欠である。C I Sで採択された文書が明確に適用されるかどうかは、その文書が加盟国自体においてどのように適用されるかという点、つまり法令が国家の発展においてどのように受け入れられるのかという点にかかっている。C I Sは機能している。現在、C I Sに代わる選択は存在しない。

ズイバイロ・現在のC I Sは、国際形成の理論と現実において未知のあたらしいものであり、国家連合にもC I S内部のいくつかの同盟の形成（つまり、解体）にも向かっている過渡的な性格を有した特殊な形態の国際法的連合体として定義しうる。

メレシニコ・現在のC I Sは政府間国際機構である。C I Sの民族を越えた水準の向上も予想され、漸進的に国家連合、もしかしたら将来は連邦へも進むことも可能である。

ミロシニコヴァ・C I Sの状況は法的観点からみた規律が弱い。C I Sの政治的経済的側面もまだ練り上げられていない。ある面でC I Sは同盟であるが国際的な地位を勝ち得ていない。またある面でこの同盟は人為的な性格を有している。

モイセーエフ・C I Sの主要問題はC I S諸国間で締結された条約や協定の作用の問題である。

ネリブ・現在のC I Sは時代の要請に对应しておらず、EUのような共同体のより現代的形態に変わる必要がある。

ペツン・今日のC I Sに将来はない。C I Sは根本的に再編されるか、機構としてその存在を停止するだろう。

ルドクバス・加盟国の相互関係が、主権平等・国内問題干渉・実質的に相互互恵的な協力といった国際法の諸原則に依拠して国家間関係を構築し、また市場経済の科学的法則に則った経済システムを構築したときに初めて、C I Sは十分に機能しうる。結局、人民の利益と志向の現実に尊重してはじめてそうなるのである。

トラグニユク・さしあたり、C I S加盟国は拒否するであろうが、将来的には積極的な統合プロセスを進むEUを手本とするようになろう。

シャタス・ポスト・ソビエトの主権国家間経済機構として、今日のC I Sは受け入れられる形態と協力方法を探求する段階にある。二一世紀初頭にかけて機構形成の基本的諸問題は解決され、C I Sは通常に機能し始めよう。将来、この機構

に別の諸国も何らかのかたちで加わる可能性も排除できない。
い。

ヤクシク：現在のCISの形態は長く存在し得ない。疑いなく、近いうちに相当に変形するだろう。

3 回答者のプロフィール（国籍・所属・専門など）

*は本稿で追加した五名。なお、ロシア語アルファベット順に並べてある。

アキメンコ（Акимеко Константи Викторович）

ベラルーシ、ベラルーシ大学国際法講座。人権問題。

ベルグホリツァス（Бергхольцас Юнас Йохубович）

ラトビア、一九三四年生、バルト・ロシア研究所教授。環境

法・海洋法。

ブリシチェンコ（Бришченко Игорь Павлович）

ロシア、一九三〇年生、国際法研究所所長。国際人道法など。

ブロフカ（Бровка Юрий Петрович）

ベラルーシ、一九三六年生、ベラルーシ大学国際法講座教授。

ヴェリヤミノフ（Вельяминов Георгий Михайлович）

ロシア、一九二五年生、国家と法研究所。国際経済関係法・国際機構法。

ガラニ（Гарань Алексей Васильевич）

ウクライナ、一九五九年生、キエフモヒラ・アカデミー、歴史学博士候補。

ダニレヴィチ（Данилевич Александр Станиславович）

ベラルーシ、大統領府行政アカデミー教師。

デムレンコ（Демуренко Андрей Владимирович）

ロシア、一九五五年生、国防省、政治学博士候補。平和維持の法的問題。

デルガチョフ（Дергачов Александр Петрович）

ウクライナ、一九五一年生、キエフモヒラ・アカデミー、歴史学博士候補。

ドウリスカヤ（Дувльская Елена Ивановна）

ベラルーシ、CIS執行事務局。

ズイバイロ（Зубайло Алла Ивановна）

ベラルーシ、一九七一年生、大統領府行政アカデミー教師、民族自決論。

イヴァネンコ（Иваненко Виталий Семенович）

ロシア、一九四六年生、サンクト・ペテルブルグ大学国際法講座助教授。

イヴァノフ (Иванов Дмитрий Валмирович) *

ロシア、一九七三年生、モスクワ国際関係大学国際法講座、大学院生。

ケポフ (Кепов Анатолий Борисович) *

ロシア、一九七三年生、モスクワ国際関係大学国際法講座、大学院生。

コーロソフ (Колосов Юрий Михайлович) *

ロシア、一九三四年生、モスクワ国際関係大学国際法講座主任教授。宇宙法・人権など。

クレムニョフ (Кремнев Петр Петрович)

ロシア、一九五四年生、モスクワ大学国際法講座教師。C I Sの法的问题。

クリフチコヴァ (Кривчикова Эмиль Семеновна) *

ロシア、一九三四年生、モスクワ国際関係大学国際法講座教授。国際機構法。

クフシニナ (Купчина Ольга Викторовна) *

ロシア、モスクワ国際関係大学国際法講座助教授。

ラザレフ (Лазарев Маркген Иванович)

ロシア、一九二〇年生、ラテン・アメリカ研究所教授、法学博士。

レオノヴィチ (Леонович Елена Борисовна)

ベラルーシ、一九七一年生、ベラルーシ大学教師。

ルカシュウク (Лукашук Игорь Иванович)

ロシア、一九二六年生、国家と法研究所主任研究員。

メレシコ (Мерзко Александр Александрович)

ウクライナ、一九七一年生、外交アカデミー、法学博士候補。

ミロシニコヴァ (Мирошникова Надежда Ивановна)

ロシア、ヤロスラフスキー大学国法講座助教授。立法の諸問題。

モイセーエフ (Моисеев Евгений Григорьевич)

ロシア、一九三九年生、モスクワ法律アカデミー国際法講座教師。C I Sの法的问题。

ネリブ (Неглин Михаил Иванович)

ウクライナ、一九五六年生、キエフ大学助教授、法学博士候補。

ペツェン (Пецун Елена Анатольевна)

ウクライナ、一九七二年生、「ユーラシア基金」勤務、東欧研究所大学院生。

ルドクバス (Рудюкас Александр Степанович)

ウクライナ、一九四四年生、キエフ大学法学部人権講座教師。
人権。

セシヨノフ (Семенов Владимир)

ウクライナ、ハリコフ法学アカデミー国際法講座教授。

トラグニユク (Трагнюк Олеся Яновна)

ウクライナ、ウクライナ法学アカデミー、大学院生。

トウズムハメードフ (Тузмухамедов Бахтияр Раисович)

ロシア、一九五五年生、憲法裁判所。平和維持の法的問題。

ファジロフ (Фазиев Альфред Джабирович)

アゼルバイジャン、一九五三年生、アゼルバイジャン航空会社法律顧問。

フョードロヴァ (Федорова Марина Петровна)

ロシア、弁護士。

フィセンコ (Фисенко Игорь Валентинович)

ベラルーシ、一九七〇年生、ウクライナ外務省、一九九三年
モスクワ国際関係大学国際法講座卒業、九六年ベラルーシ大

学で博士候補となる。紛争の平和的解決・CISの法的問題。
シンカレツカヤ (Шинкаренко Галина Георгиевна)

ロシア、一九四一年生、国家と法研究所研究員。CISの法
的問題・特にロシア系住民の諸問題。

シヤタス (Шатас Юзас Юозович)

リトワニア、一九三三年生、カウナス技術大学助教、法学
博士候補。

シチエルバコヴァ (Шербакowa Нина Викторовна)

ロシア、ヤロスラフスキー大学教授。国際法史・法的心理・
国法の諸問題。

ユレヴィチ (Юевич Александр Дламович)

ベラルーシ、CIS執行事務局、歴史学博士候補。

ヤクシク (Якушик Валентин Михайлович)

ウクライナ、キエフモヒラ・アカデミー法学部教授。

注

(1) 岩下明裕『ソビエト外交パラダイム』の研究』国際書院、
一九九九年、二三七頁。CIS研究会全般に関するこのような
「空白」を埋める試みとして、『CISの現状と将来の動向』日
本国際問題研究所、一九九八年をみられたい。

(2) 岩下前掲書、二四一―二四三頁。

(3) なお、この概念のロシア語がもつ特有の問題に関しては、岩下前掲書、二四四頁を参照。